

みんなの要求みんなて実現！ 広げよう共同の輪！

# 大阪春闘共闘ニュー

No.46 2010年6月17日

〒530-0034

大阪市北区錦町2-2

大阪労連気付

TEL (06) 6353-6421

## 「組合ってすごい！」地域労組に15人が加入して

大手食品系コンビニエンスストア関西支社でパート・アルバイト約25名が解雇され、15名が淀川東淀川地域労組に加入し交渉を続けていた事件です。

契約期間満了日でもある6月15日第3回目の団体交渉で和解合意に至りました。組合加入から1か月足らずのスピード解決でした。

6か月雇用を繰り返し、長い方では16年も働いていましたが、今年2月に「次の契約は、6月15日までの3か月契約で、次回更新はしない。」と実質上の解雇が言い渡されました。

理由は、赤字が続いているので、経費削減のため、事務をオンライン化し本社で一括管理、研修も本社のみで行い、関西支社の事務所も狭いところに移るため、パート・アルバイト30名を解雇するというものでした。

解雇はやむを得ないかと考えていましたが、就職のあっせんも再雇用の募集も十分されなかったにもかかわらず、「仕事を紹介したけれど断った」ことを理由に自己都合退職になると言われ、納得できず地域労組に相談に来られました。

また、アルバイトの方は、有休を会社に請求したところ、「アルバイトには有給はない」と言われ有給休暇を取得することができず、なんとかならないのかという相談も出てきました。

皆さんと相談の結果、これは不当解雇であり会社に対し解雇の撤回と、仕事のあっせんを要求しました。

結果は、全員が一定の解決金をもらうということで、解決水準は決して高くありませんが、予定されていた退職日に解決することができました。

勤続年数の長い方には、少し不満の残る金額でしたが、早期解決のため、仲間のためと英断されました。参加した当該組合員が、「自分だけでは、退職理由を変えさせることもできなかった。組合ってすごいですね！」と目を輝かせて言われたのが印象的でした。

\*\*\*\*\*

## 飛翔館争議支援に90人

6月17日、高裁での審理を控えて、解雇争議をたたかう飛翔館高校の5人を支援し、90人が中之島公会堂前で集会。その後裁判傍聴と報告集会に参加しました。

原告の山本さん、吉野さん、松岡さんが「みなさんの支援が本当に支えになっています。裁判勝利まで頑張ります。」と決意表明。

最後に裁判所に向かってシュプレヒコール。



和泉でもやりました。

「何でも相談会」

6月13日、JR和泉府中駅前  
で10時から3時まで。

労連、弁護士、民商、新婦人、耳原病院など25人が参加し、6件の相談がありました。サラ金や、年金、生活苦の相談があり、市民の状況を考えると年末にも実施しようとして話合っています。